

**蒲郡市モーターボート競走場内の
自動販売機設置に係る行政財産の貸付
入札説明書（入札後資格確認型）**

この入札に参加するには、事前の申込みが必要です。

入札に参加希望の方は、この入札説明書をよくお読みになり、内容を十分確認したうえで、ご参加ください。

【入札執行日】 令和8年4月13日（月）午後2時00分
（令和8年5月1日（金）以降設置分）

【入札会場】 蒲郡市モーターボート競走場 2階大会議室

【参加申込み受付期間】

令和8年4月2日（木）から4月9日（木）まで

- (1) 令和8年4月2日（木）から4月4日（土）まで
午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 令和8年4月5日（日）から4月9日（木）まで
午後1時00分から午後9時00分まで

【参加申込書提出先】

蒲郡市ボートレース事業部経営企画課 庶務担当

電話 (0533) 67-6606

ファックス (0533) 69-0451

E-mail kyotei@city.gamagori.lg.jp

蒲郡市

目 次

1	貸付物件の概要（詳細は別紙自動販売機設置仕様書のとおり）	1
2	入札参加資格	2
3	契約上の条件等	2
4	現地確認	4
5	入札参加申込み手続き	4
6	質問書及び回答	5
7	落札候補者の決定	5
8	入札参加資格の確認	5
9	入札執行の日時及び場所	5
10	入札保証金	5
11	入札金額	6
12	入札	6
13	開札	6
14	入札の中止	6
15	落札者（設置事業者）の公表等	7
16	契約の締結	7
17	貸付料の納付	7
18	契約保証金	7
19	その他	7
20	問い合わせ先	7
第1号様式	競争入札参加申込書	8
第2号様式	質問書	9
第3号様式	競争入札参加資格確認申請書	10
第4号様式	入札書	11
	委任状	12
	自動販売機設置仕様書	13

1 貸付物件の概要（詳細は別紙自動販売機設置仕様書のとおり）

貸付物件番号	設置場所	所在地	貸付面積 (上限)	貸付区分	最低貸付価格	備考
1	1階東ウイング自販機コーナーA	竹谷町太田新田1番地1	幅1,185mm×奥行800mm	建物	年24,000円	※缶及びビンは不可
2	1階東ウイング自販機コーナーB	竹谷町太田新田1番地1	幅1,185mm×奥行800mm	建物	年24,000円	※缶及びビンは不可
3	1階東ウイング自販機コーナーC	竹谷町太田新田1番地1	幅1,185mm×奥行800mm	建物	年24,000円	※缶及びビンは不可
4	1階エレベーター付近A	竹谷町太田新田1番地1	幅1,300mm×奥行870mm+回収ボックス	建物	年24,000円	※缶及びビンは不可 ※本体とは別に回収ボックス(360mm×360mm程度)を設置すること
5	1階エレベーター付近B	竹谷町太田新田1番地1	幅1,050mm×奥行870mm	建物	年24,000円	※缶及びビンは不可
6	1階エレベーター付近C	竹谷町太田新田1番地1	幅1,050mm×奥行870mm	建物	年24,000円	※缶及びビンは不可
7	3階西ウイング喫煙所前A	竹谷町太田新田1番地1	幅1,300mm×奥行850mm	建物	年24,000円	※缶及びビンは不可
8	3階西ウイング喫煙所前B	竹谷町太田新田1番地1	幅1,300mm×奥行850mm	建物	年24,000円	※缶及びビンは不可
9	3階西ウイング喫煙所前C	竹谷町太田新田1番地1	幅1,300mm×奥行850mm	建物	年24,000円	※缶及びビンは不可
10	1階キッズパーク内	竹谷町太田新田1番地1	幅1,100mm×奥行800mm+回収ボックス	建物	年24,000円	※缶及びビンは不可 ※本体とは別に回収ボックス(360mm×360mm程度)を設置すること
11	コミュニティパーク管理棟飲食スペース内A	竹谷町太田新田10番地1	幅1,100mm×奥行800mm+回収ボックス	建物	年24,000円	※缶及びビンは不可 ※本体とは別に回収ボックス(360mm×360mm程度)を設置すること ※社会貢献自動販売機「夢の貯金箱」として登録すること
12	コミュニティパーク管理棟飲食スペース内B	竹谷町太田新田10番地1	幅1,100mm×奥行800mm+	建物	年24,000円	※缶及びビンは不可 ※社会貢献自動販売機「夢の貯金箱」として登録すること
13	コミュニティパーク管理棟更衣室前A	竹谷町太田新田10番地1	幅1,100mm×奥行750mm+回収ボックス	建物	年24,000円	※缶及びビンは不可 ※本体とは別に回収ボックス(360mm×360mm程度)を設置すること ※社会貢献自動販売機「夢の貯金箱」として登録すること
14	コミュニティパーク管理棟更衣室前B	竹谷町太田新田10番地1	幅1,100mm×奥行750mm+	建物	年24,000円	※缶及びビンは不可 ※社会貢献自動販売機「夢の貯金箱」として登録すること

<特記事項>

- ※ 貸付面積には、回収ボックスの設置スペースを含まないものとする。
ただし、貸付物件番号4、10、11及び13については、本体とは別に回

収ボックスを設置すること。

- ※ 施設内には、今回貸付を行う物件以外にも自動販売機設置場所がある。
- ※ 貸付物件番号11から14のコミュニティパーク内自販機については、公益財団法人日本財団が運営する社会貢献自動販売機「夢の貯金箱」として登録するものとする。社会貢献自動販売機「夢の貯金箱」の公益財団法人日本財団への支払いは別途自動販売機設置事業者が行うものとする。

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に掲げられた者でないこと。
- (2) 過去2年間において、令第167条の4第2項各号の規定に該当したことがない者であること。
- (3) 愛知県内において、法人にあつては本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては事業を営んでいること。
- (4) 入札公告の日から落札決定までの間、蒲郡市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する2年以上の実績を有していること。
- (6) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 蒲郡市に対し納税義務がある者にあつては、市税等を滞納している者でないこと。

3 契約上の条件等

- (1) 貸付契約の内容
この貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）とする。
- (2) 設置台数
貸付物件番号ごとに自動販売機1台ずつの設置とする。
- (3) 貸付期間
令和8年5月1日から令和12年4月30日までとし、更新はできないものとする。ただし、令和12年4月30日がレース開催日（場外発売を含む）の場合は、当該日を含めて連続する開催日の翌日までを貸付期間とする。その場合は、延長した分の貸付料は日割計算（端数切捨て）により算出するも

のとする。

(4) 貸付料

貸付物件ごとに蒲郡市が設定する最低貸付価格以上で、最高の入札価格をもって貸付料（年額）とする。

また、貸付期間が1年未満の単位で生じた場合は、日割計算（端数切捨て）により算出するものとする。

※ 今回の場合は令和8年5月1日から令和12年4月30日までの貸付期間となるため、年額24,000円で落札した場合の貸付料は以下のとおり。

- ・ 令和8年度分（331日分）
 $24,000(\text{円}) \div 365(\text{日}) \times 331(\text{日}) \doteq 21,764(\text{円})$
- ・ 令和12年度分（30日分（開催日程により変更の場合あり））
 $24,000(\text{円}) \div 365(\text{日}) \times 30(\text{日}) \doteq 1,972(\text{円})$

(5) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とする。

また、光熱水費についても設置事業者の負担とする。各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、その指示値により計算した実費相当額を、蒲郡市が指定する期限までに全額納付すること。

なお、自動販売機設置予定場所付近には、既にコンセントが設置されている。

(6) 自動販売機の仕様

設置する自動販売機については、次に掲げる条件を満たしたものとする。

ア 省エネルギー、ノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めたものとする。

(7) 使用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

ア 賃貸料を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

ウ 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託しないこと。

エ 販売品目は、別紙自動販売機設置仕様書のとおりとし、アルコール類（アルコール類に準じる飲料水を含む。）を販売しないこと。

オ 商品の容器は、缶及びビンは不可。

カ 販売価格は、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

(8) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

ア 商品補充、金銭管理等自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

なお、商品が盗難等により紛失したとき、商品が停電等により販売に適さない状態になったとき、及び自動販売機が汚損し、又は損傷したときは、

設置事業者の負担により速やかに復旧すること。また、賞味期限等に留意して、商品管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料等の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルを行うこと。また、回収ボックスから使用済みの容器が溢れたりすることがないように回収頻度等について十分考慮のうえ、適切な維持管理に努めること。(貸付物件番号4、10、11及び13のみ)

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機の設置にあたっては、設置事業者の負担により転倒防止等の必要な安全措置を行うこと。

オ 自動販売機の故障、問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(9) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、設置事業者は補償を蒲郡市に請求することができません。

(10) 特記仕様

設置にあたっては、施設管理者(又は指定管理者)と協議のうえ、原則として令和8年5月1日以降に設置を行うものとする。なお、営業開始が令和8年5月1日以降の日となった場合においても、貸付料の減免又は返還を求めることはできない。

4 現地確認

現地での確認を希望する場合は、事前に蒲郡市ボートレース事業部事務所で連絡すること。

5 入札参加申込み手続き

(1) 受付期間

令和8年4月2日(木)から4月9日(木)まで

ア 令和8年4月2日(木)から4日(土)まで
午前9時00分から午後5時00分まで

イ 令和8年4月5日(日)から4月9日(木)まで
午後1時00分から午後9時00分まで

(2) 受付場所

蒲郡市ボートレース事業部経営企画課 庶務担当
(蒲郡市モーターボート競走場1階)

(3) 提出書類(1部)

競争入札参加申込書(第1号様式)

(4) 提出方法

持参によるほか、FAX、Eメール及び郵送による提出も可。ただし、上

記の受付期間内に必着とする。

6 質問書及び回答

(1)受付期間

令和8年4月2日(木)の午前9時30分から4月7日(火)午後5時00分まで

(2)提出方法

蒲郡市ボートレース事業部経営企画課庶務担当に質問書(第2号様式)をFAX又はEメールにより送信する。

(3) 質問者への回答

質問者に対し電話等で令和8年4月8日(水)までに個別に回答する。

7 落札候補者の決定

開札の結果、入札者のうち最低貸付価格(年額)以上で最高価格(年額)の入札をした方を落札候補者とし、会場内で次順位者と合わせて発表する。

8 入札参加資格の確認

落札候補者の方は、蒲郡市が指定する期日までに競争入札参加資格確認申請書(第3号様式)及び下記の添付書類を提出すること。期日までに申請書等が提出されないときは、入札が無効となる場合がある。

(添付書類)

(1) 証明書類(発行日から3か月以内のもの)

<法人の場合>…法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し

<個人の場合>…住民票の写し

(2) 蒲郡市税等の未納がないことの証明書 ※該当者のみ

<法人の場合>…蒲郡市内に本店、支店又は営業所がある者

<個人の場合>…蒲郡市内に在住している者

(3) 入札公告の日から過去2年以内に、自らが管理・運営する清涼飲料水等の自動販売機を設置した実績を証明するもの(官公庁に設置した場合は、行政財産使用許可書等の写し、民間施設の場合は契約書等の写し。ただし、本市との賃貸契約書又は本市施設の指定管理者との契約書がある場合は、それらの写し。)

9 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和8年4月13日(月)午後2時00分

(2) 場所

蒲郡市モーターボート競走場 2階大会議室

10 入札保証金

免除

1.1 入札金額

- (1) 入札書に記載する金額は、年額とする。
- (2) 落札価格については、すべて入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を入札書に記載すること。

1.2 入札

- (1) 入札は、指定の入札書（第4号様式）を使用すること。また、貸付物件ごとに入札書を使用すること。
- (2) 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず、書換え、引換え、又は撤回することはできない。
- (3) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを付け、円未満の端数は記入しないこと。
- (4) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札参加者の資格を有しない者のした入札
 - イ 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札
 - ウ 入札に際して不正行為があった入札
 - エ 同一事項の入札に対し、2以上の意志表示をした入札
 - オ 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
 - カ **入札書に記名及び押印のない入札**
 - キ 委任状を持参しない又は代表者の自筆若しくは記名押印のない委任状を持参した代理人のした入札
 - ク 金額に¥字又は金字が冠されていない入札
 - ケ 入札書の記載事項が確認できない入札
 - コ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
 - サ 競争入札参加申込書を提出していない者のした入札
 - シ 郵送による入札
 - ス 虚偽の事実を記載した者のした入札
 - セ 担当職員の指示に従わなかった者の入札
 - ソ その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札
- (5) 入札は、1者（社）の場合でも実施する。

1.3 開札

- (1) 入札者は、開札に立ち会わなければならない。
- (2) 落札者は、最低貸付価格以上の最高の価格をもって決定する。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代わって当該入札に関係のない蒲郡市職員がくじを引くものとする。

1.4 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

1 5 落札者（設置事業者）の公表等

落札者の決定後、蒲郡市ホームページで落札者名、落札金額及び入札参加者数を公表する。

1 6 契約の締結

- (1) 契約書を作成するものとする。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。
- (3) 賃貸借契約は申込人名義で行う。
- (4) 賃貸借契約は、貸付期間の満了をもって終了し、更新はないものとする。

1 7 貸付料の納付

貸付料は、各年度、蒲郡市が発行する納入通知書により、蒲郡市が指定する期日までに全額納入すること。また、既に納付した貸付料は返還しない。

1 8 契約保証金

免除

1 9 その他

その他定めのない事項は蒲郡市モーターボート競走事業契約規程（平成29年蒲郡市競走事業管理規程第21号）によることとする。

2 0 問い合わせ先

蒲郡市ボートレース事業部経営企画課庶務担当

（蒲郡市モーターボート競走場 1階）

〒443-8503 蒲郡市竹谷町太田新田1番地1

電話 (0533) 67-6606

ファックス (0533) 69-0451

E-mail kyotei@city.gamagori.lg.jp

※ 問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため一切お答えできません。

競争入札参加申込書

令和 年 月 日

蒲 郡 市 長 殿

住所

氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者氏名)

令和7年4月7日執行の下記物件の競争入札に参加を申し込みします。

なお、入札説明書に記載の入札参加資格を満たしていることを誓約し、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

1 貸付物件番号及び設置場所

申 込	貸付物 件番号	設 置 場 所	所 在 地
	1	1階東ウイング自販機コーナーA	蒲郡市竹谷町太田新田1番地1
	2	1階東ウイング自販機コーナーB	蒲郡市竹谷町太田新田1番地1
	3	1階東ウイング自販機コーナーC	蒲郡市竹谷町太田新田1番地1
	4	1階エレベーター付近A	蒲郡市竹谷町太田新田1番地1
	5	1階エレベーター付近B	蒲郡市竹谷町太田新田1番地1
	6	1階エレベーター付近C	蒲郡市竹谷町太田新田1番地1
	7	3階西ウイング喫煙所前A	蒲郡市竹谷町太田新田1番地1
	8	3階西ウイング喫煙所前B	蒲郡市竹谷町太田新田1番地1
	9	3階西ウイング喫煙所前C	蒲郡市竹谷町太田新田1番地1
	10	1階キッズパーク内	蒲郡市竹谷町太田新田1番地1
	11	コミュニティパーク管理棟飲食スペース内A	蒲郡市竹谷町太田新田10番地1
	12	コミュニティパーク管理棟飲食スペース内B	蒲郡市竹谷町太田新田10番地1
	13	コミュニティパーク管理棟更衣室前A	蒲郡市竹谷町太田新田10番地1
	14	コミュニティパーク管理棟更衣室前B	蒲郡市竹谷町太田新田10番地1

※ 入札に参加する貸付物件の申込欄に○を付けてください。

2 貸付期間

令和8年5月1日から令和12年4月30日までとし、更新はできないものとする。

ただし、令和12年4月30日がレース開催日（場外発売を含む）の場合は、当該日を含めて連続する開催日の翌日までを貸付期間とする。その場合は、延長した分の貸付料は日割計算（端数切捨て）により算出するものとする。

質 問 書

令和 年 月 日

蒲 郡 市 長 殿

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)

貸付物件番号及び設置場所

質問事項

〔記入担当者・連絡先等〕

- (1) 担当者名
- (2) 部課名
- (3) 連絡先

競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

蒲 郡 市 長 殿

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)

下記物件の競争入札において、落札候補者となりましたので、競争入札参加資格の確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札執行日
令和 年 月 日
- 2 貸付物件番号及び設置場所
- 3 所在地
- 4 添付書類

[記入担当者・連絡先等]

- (1) 担当者名
- (2) 部課名
- (3) 連絡先

(注) 添付書類は、入札説明書に記載の書類名を記入してください。

第4号様式

貸付物件番号	
--------	--

入 札 書

令和 年 月 日

蒲 郡 市 長 殿

入札者 住所

氏名

印

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者氏名)

下記のとおり入札します。

記

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金 額									

ただし、下記貸付物件の自動販売機設置の入札金額。

1 設置場所

貸付物件番号	1	設置場所	ボートレース蒲郡(1階東ウイング自販機コーナーA)	所在地	竹谷町太田新田1番地1	担当課	ボートレース事業部経営企画課
設置台数	1	種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水			最低貸付価格	年額24,000円

寸法(1台あたり)
(幅×奥行)
1,185mm×800mm

※缶及びビンは不可



貸付物件 番号	2	設置場所	ボートレース蒲郡(1階東ウイング自販機コーナーB)	所在地	竹谷町太田新田1番地1	担当課	ボートレース事業部経営企画課
設置台数	1	種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水			最低貸付 価格	年額24,000円

寸法(1台あたり)
(幅×奥行)
1,185mm×800mm

※缶及びビンは不可



貸付物件番号	3	設置場所	ボートレース蒲郡(1階東ウイング自販機コーナーC)	所在地	竹谷町太田新田1番地1	担当課	ボートレース事業部経営企画課
設置台数	1	種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水			最低貸付価格	年額24,000円

寸法(1台あたり)
(幅×奥行)
1,185mm×800mm

※缶及びビンは不可



貸付物件番号	4	設置場所	ボートレース蒲郡(1階エレベーター付近A)	所在地	竹谷町太田新田1番地1	担当課	ボートレース事業部経営企画課
設置台数	1	種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水			最低貸付価格	年額24,000円

寸法(1台あたり)
(幅×奥行)
1,300×870(mm)

※缶及びビンは不可
※本体とは別に回収ボックス(360mm×360mm程度)を設置すること



貸付物件番号	5	設置場所	ボートレース蒲郡(1階エレベーター付近A)	所在地	竹谷町太田新田1番地1	担当課	ボートレース事業部経営企画課
設置台数	1	種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水			最低貸付価格	年額24,000円

寸法(1台あたり)
(幅×奥行)
1,300×870(mm)

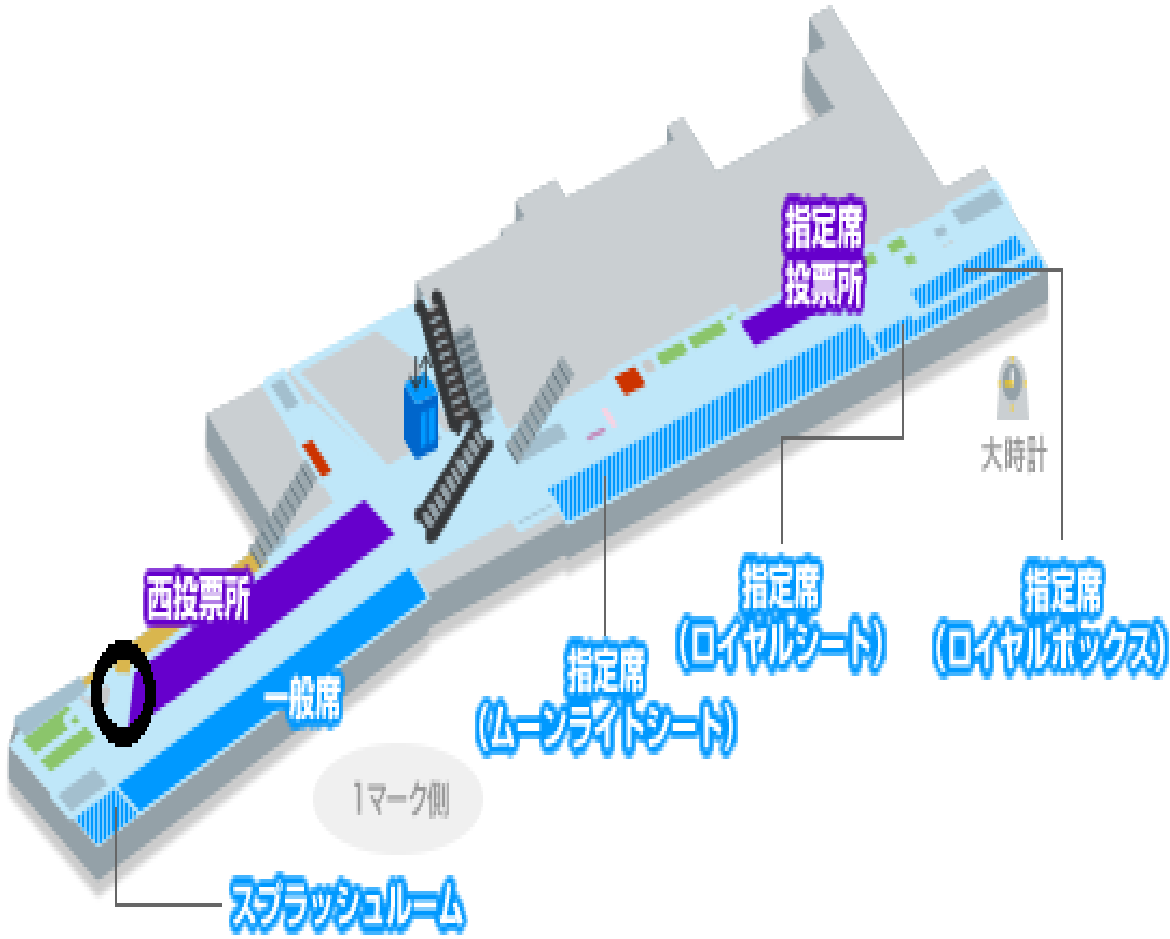
※缶及びビンは不可
※本体とは別に回収ボックス(360mm×360mm程度)を設置すること



貸付物件番号	7	設置場所	ボートレース蒲郡(3階西ウイング喫煙所前A)	所在地	竹谷町太田新田1番地1	担当課	ボートレース事業部経営企画課
設置台数	1	種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水			最低貸付価格	年額24,000円

寸法(1台あたり)
(幅×奥行)
1,300mm×850mm

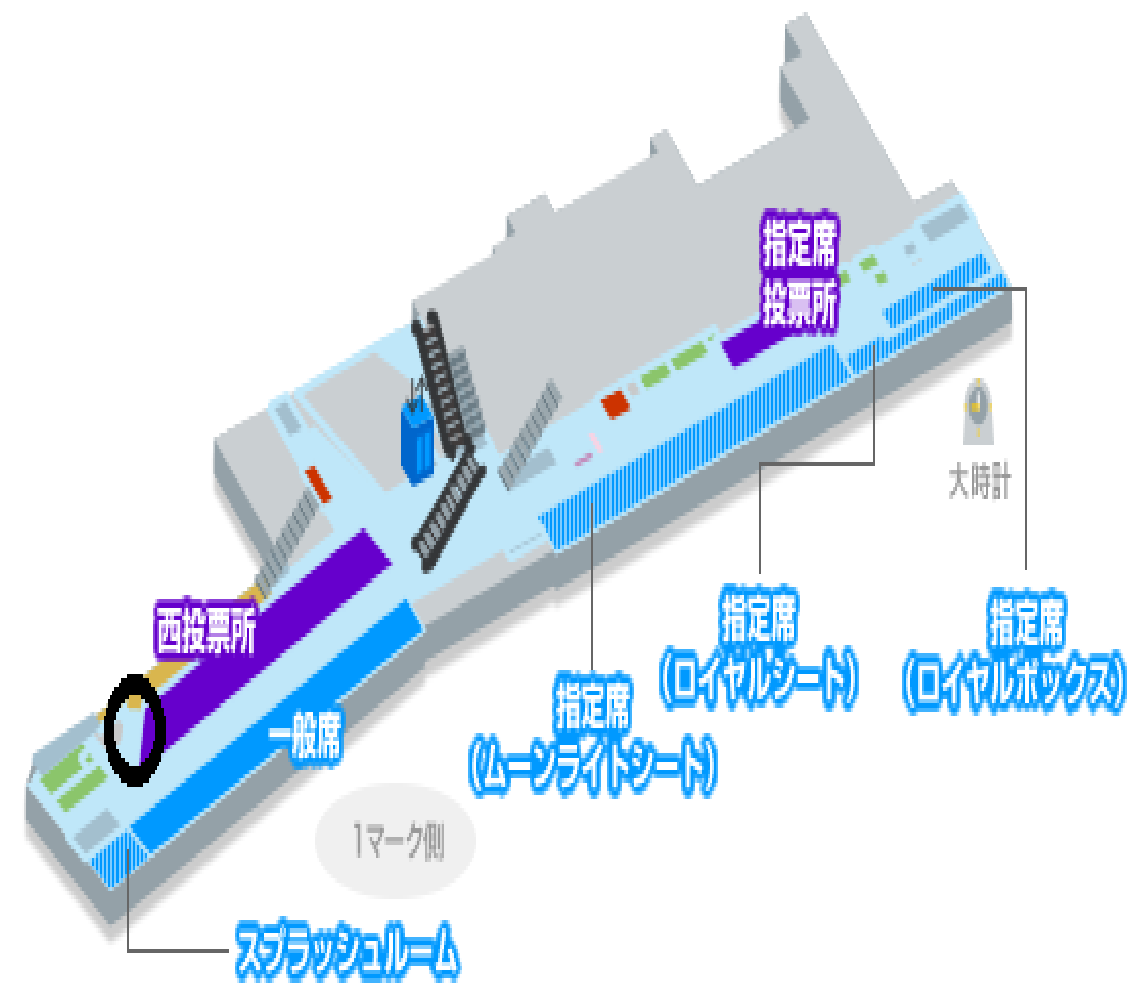
※缶及びビンは不可



貸付物件番号	8	設置場所	ボートレース蒲郡(3階西ウイング喫煙所前B)	所在地	竹谷町太田新田1番地1	担当課	ボートレース事業部経営企画課
設置台数	1	種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水			最低貸付価格	年額24,000円

寸法(1台あたり)
(幅×奥行)
1,300mm×850mm

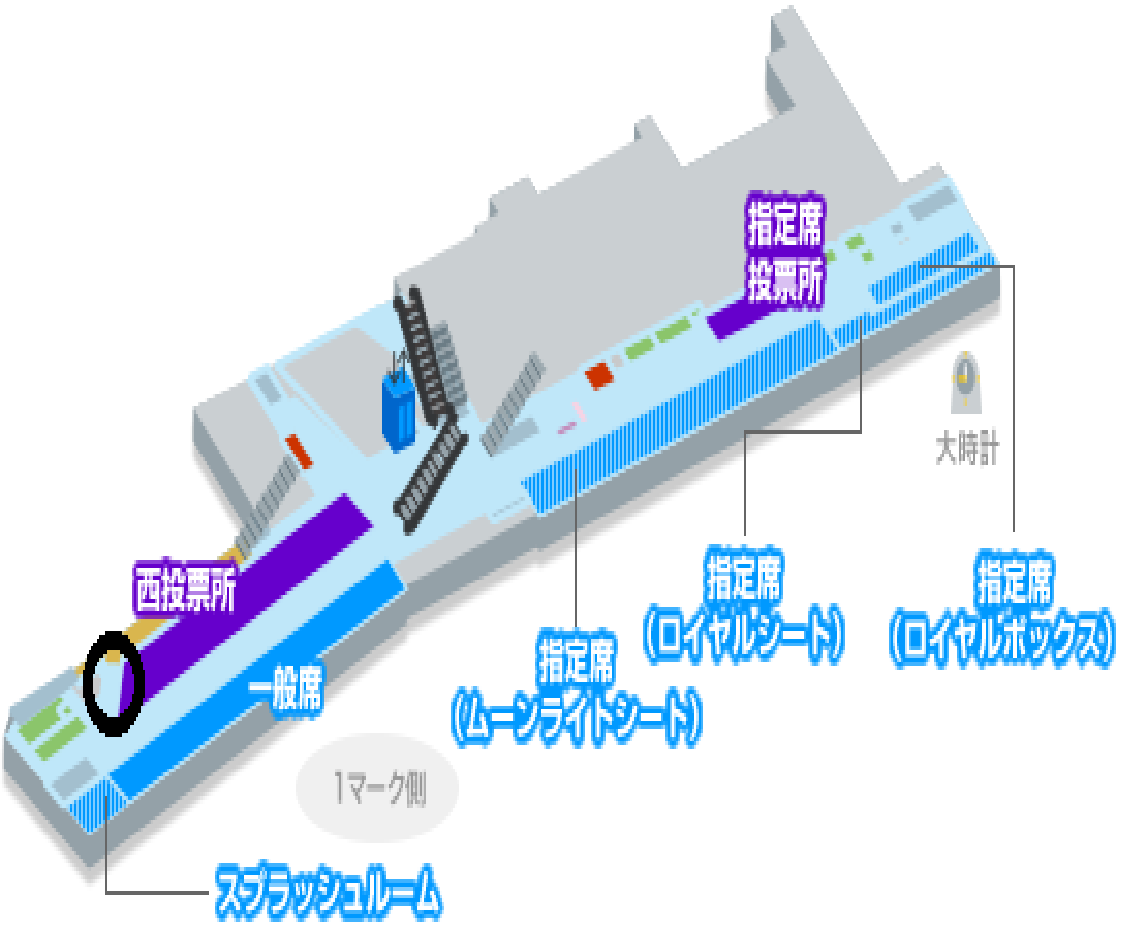
※缶及びビンは不可



貸付物件番号	9	設置場所	ポートレース蒲郡(3階西ウイング喫煙所前C)	所在地	竹谷町太田新田1番地1	担当課	ポートレース事業部経営企画課
設置台数	1	種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水			最低貸付価格	年額24,000円

寸法(1台あたり)
(幅×奥行)
1,300mm×850mm

※缶及びビンは不可



貸付物件番号	10	設置場所	1階キッズパーク内	所在地	竹谷町太田新田1番地1	担当課	ボートレース事業部経営企画課
設置台数	1	種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水			最低貸付価格	年額24,000円

寸法(1台あたり)
(幅×奥行)
1,100×800(mm)

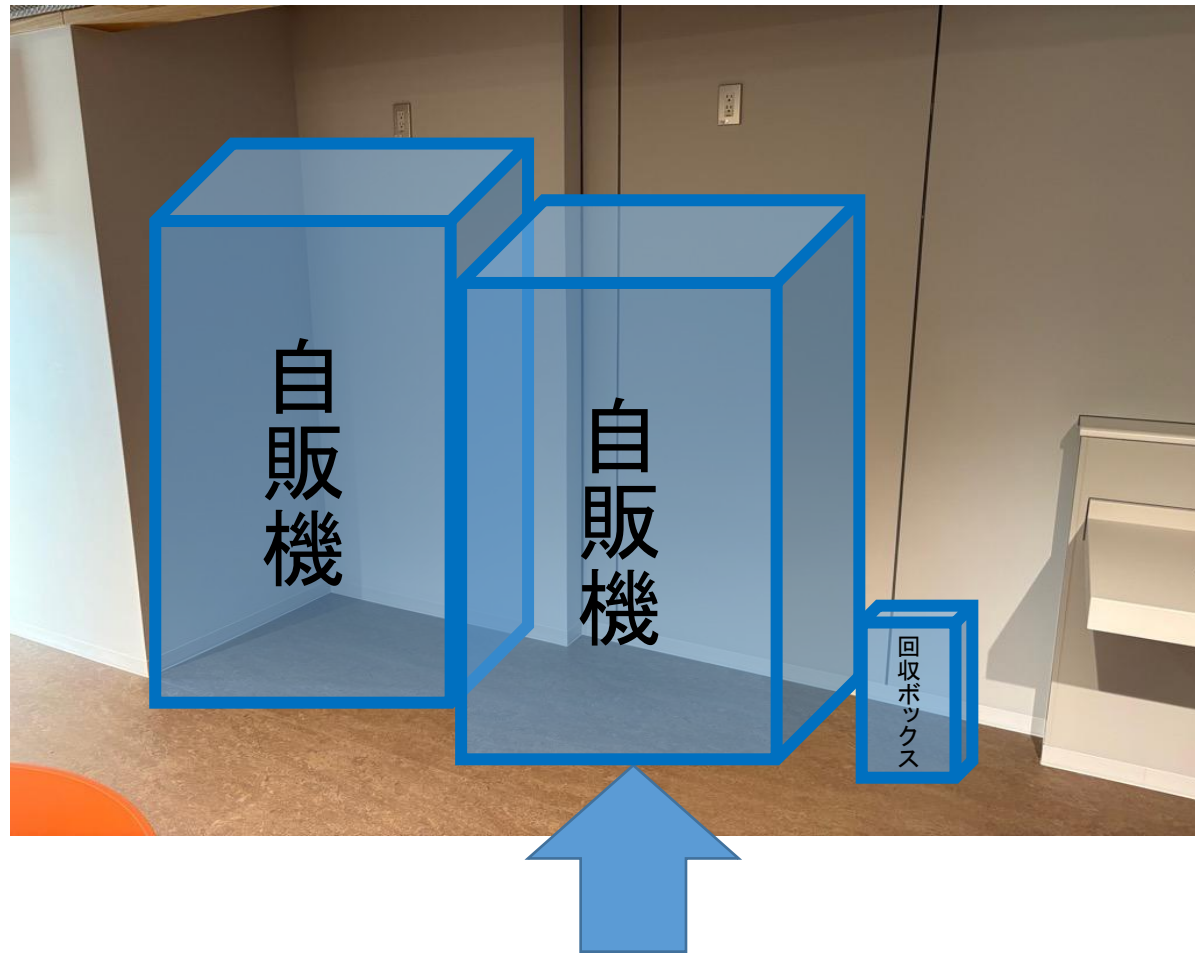
※缶及びビンは不可
※本体とは別に回収ボックス(360mm×360mm程度)を設置すること



貸付物件 番号	11	設置場所	コミュニティパーク管理棟飲食スペース内A	所在地	竹谷町太田新田10番地1	担当課	ポータル事業部経営企画課
設置台数	1	種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水			最低貸付 価格	年額24,000円

寸法(1台あたり)
 (幅×奥行)
 1,100×800(mm)

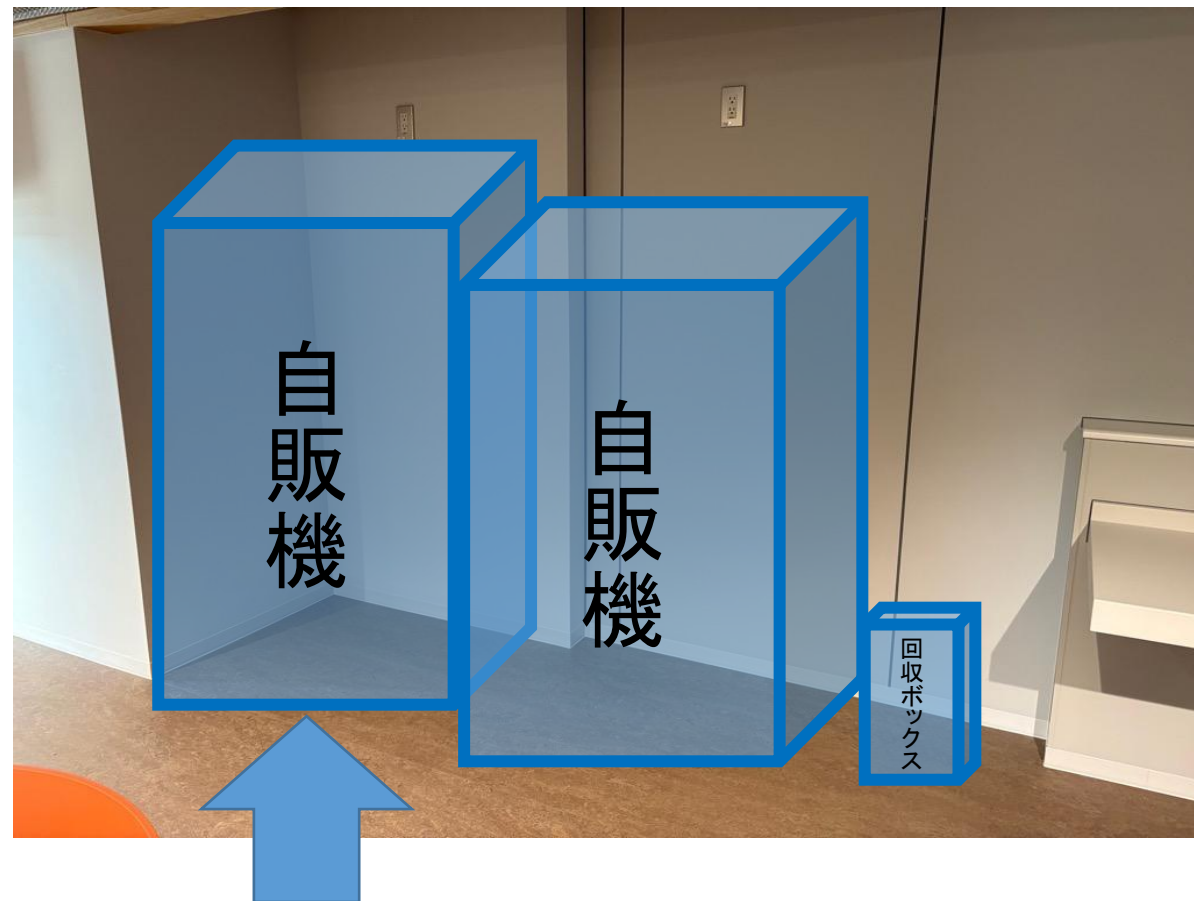
※缶及びビンは不可
 ※本体とは別に回収ボックス(360mm×360mm程度)を設置すること
 ※社会貢献自動販売機「夢の貯金箱」として登録すること



貸付物件 番号	12	設置場所	コミュニティパーク管理棟飲食スペース内B	所在地	竹谷町太田新田10番地1	担当課	ポータル事業部経営企画課
設置台数	1	種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水			最低貸付 価格	年額24,000円

寸法(1台あたり)
 (幅×奥行)
 1,100×800(mm)

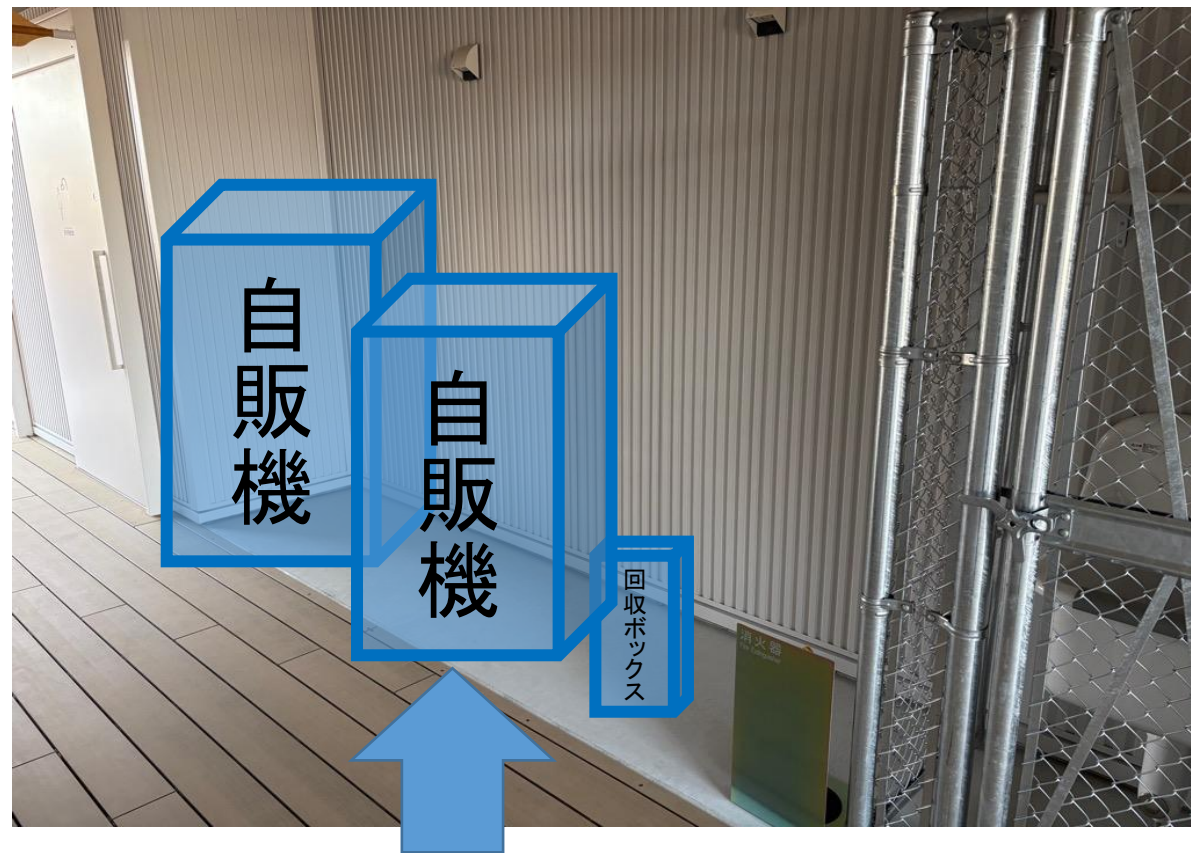
※缶及びビンは不可
 ※社会貢献自動販売機「夢の貯金箱」として登録すること



貸付物件 番号	13	設置場所	コミュニティパーク管理棟飲食スペース内A	所在地	竹谷町太田新田10番地1	担当課	ポータル事業部経営企画課
設置台数	1	種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水			最低貸付 価格	年額24,000円

寸法(1台あたり)
(幅×奥行)
1,100×750(mm)

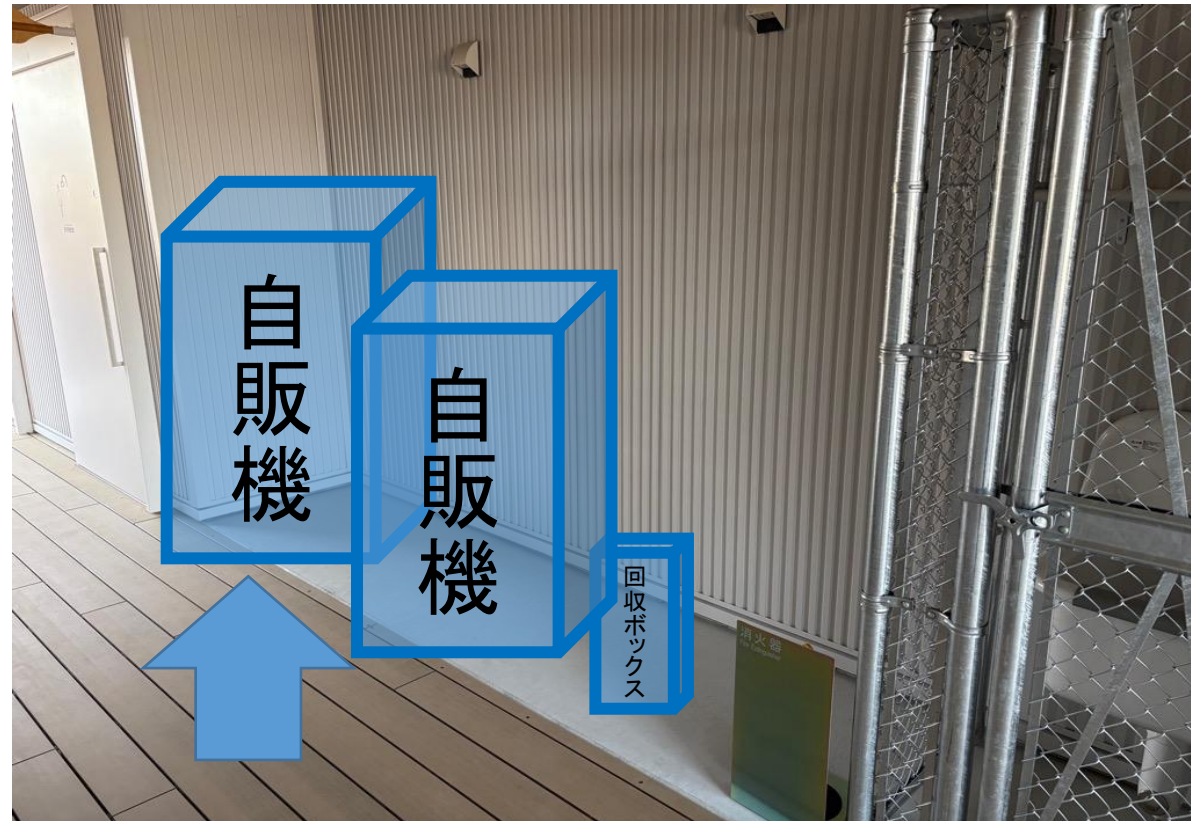
※缶及びビンは不可
※本体とは別に回収ボックス(360mm×360mm程度)を設置すること
※社会貢献自動販売機「夢の貯金箱」として登録すること



貸付物件 番号	14	設置場所	コミュニティパーク管理棟飲食スペース内A	所在地	竹谷町太田新田10番地1	担当課	ポータル事業部経営企画課
設置台数	1	種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水			最低貸付 価格	年額24,000円

寸法(1台あたり)
 (幅×奥行)
 1,100×750(mm)

※缶及びビンは不可
 ※社会貢献自動販売機「夢の貯金箱」として登録すること



自動販売機の仕様及び条件並びに遵守事項

1 自動販売機の仕様及び条件

(1) 仕様

貸付面積内に自動販売機本体、転倒防止器具及び放熱余地の全てが収まる大きさの自動販売機とする。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応など環境に十分配慮した機種とする。

(3) デザイン等

デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めたものとする。

(4) 販売品目等

販売品目	容器の種類	設置台数	単価
清涼飲料水(乳飲料を含む。)	ペットボトル等密閉式の容器、紙パック又は紙コップ ただし、缶及びびんは不可とする。	貸付物件 番号1箇所 につき1台	標準販売価格(定価) 以下

2 遵守事項

(1) 安全対策

ア 転倒防止「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じるものとする。

イ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うものとする。

(2) 使用済み容器の回収

ア 回収ボックスは、自動販売機に併設して、販売する飲料等の容器の種類に応じて必要数を設置する。(貸付物件番号2、3及び5のみ)

イ 回収ボックスの規格

(ア) 素材は、プラスチック製又は金属製とする。

(イ) 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しないよう、十分な収容容積をもったものとする。

(ウ) 使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図るものとする。

ウ 使用済み容器の処理

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理する。

(3) 自動販売機の管理運営

ア 設置者は、商品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充など自動販売機の維持管理を適切に行うものとする。

イ 設置者は、自動販売機に故障時等の連絡先を明記するとともに、故障、問い合わせ及び苦情等について、責任をもって対応する。